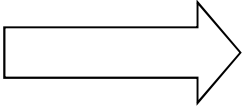
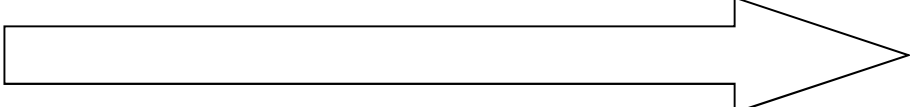


# 中国残留邦人等に対する支援策

帰国



地域に  
定着



## 研修施設での支援

中国帰国者定着促進センター  
(埼玉)

- ◎帰国後6ヶ月
- ◎入所施設
- ◎集団指導で
  - ・日本語教育
  - ・生活指導
  - ・就職相談
- ◎定着後の通信教育等

中国帰国者支援・交流センター  
(全国7ブロックに設置)  
(北海道、東北、首都圏、東海・北陸、近畿、中国・四国、九州)

- ◎永続的に利用可能
- ◎通所施設
- ◎事業内容
  - ・就労に結びつくような日本語習得支援
  - ・生活相談や帰国者同士などの交流支援
  - ・地域定着後の集中的な日本語学習等を行う自立研修事業(北海道、首都圏)等

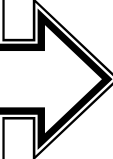
## 生活支援

満額の  
老齢基礎  
年金等の  
支給



- ・帰国前の公的年金に加入できなかった期間だけでなく、帰国後の期間についても追納を認める。
- ・追納に必要な額は全額国が負担することにより、満額の老齢基礎年金等を支給。

支援給付  
の支給



- ・満額の老齢基礎年金については、収入認定除外
- ・厚生年金等その他の収入がある者については、その3割を収入認定除外
- ・住宅費、医療費、介護費等も個々の世帯に応じて支給
- ・中国語等のできる支援・相談員の配置

## 地域での支援

地域での多様なネットワークを活用し、地域で安定して生活できる環境を構築する。

- ◎地域での中国残留邦人等支援ネットワーク事業
  - ・地域住民の理解を得るための研修会開催に必要な経費の補助
  - ・地域住民や中国残留邦人等の調整を行う者(支援リーダー)の活動費補助等
- ◎身近な地域での日本語教育支援
  - ・地域ボランティアが実施する日本語教室に対する助成
  - ・民間日本語学校利用時の受講料補助等
- ◎自立支援通訳、自立指導員等の派遣費用の補助
- ◎中国帰国者等への地域生活支援プログラムの実施